

カンボジア

主要データ

国名〔英名〕	カンボジア王国 [Kingdom of Cambodia]
面積(km ²)	181,035
海岸線延長(km)	443
人口(百万人)	16.2
人口密度(人/km ²)	89.5
GDP(十億 US\$)	22.25
一人当り GDP(US\$)	1,373.08
主要鉱産物：鉱石	なし
主要鉱産物：地金	なし
鉱業管轄官庁	鉱業エネルギー省 鉱物資源総局 (Ministry of Mines and Energy, General Department of Mineral Resources)
鉱業関連政府機関	カンボジア開発評議会 (CDC)
鉱業法等	<p>鉱物資源の管理及び利用に関する法律 (Law on Mineral Resource Management and Exploitation, 2001年) → (2018年一部改正)、 鉱物資源探査許可及び産業鉱業許可の管理に係る省令規則 (Sub Decree on Management of Mineral Exploration and Industrial Mining Licenses, 2016年)、 鉱物資源に係る国家政策 2018-2028 (National Policy on Mineral Resources 2018-2028, 2018年)</p>
ロイヤルティ	金属及び非金属鉱物のロイヤルティに関する共同政令
外資法	投資法(1994年制定、2003年改正)：鉱業にかかる外資規制なし
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	<p>環境保護と自然資源管理に関する法律, 1996年 環境影響調査プロセスに関する政令, 1999年 水質汚濁の管理に関する政令, 1999年 固形廃棄物の管理に関する政令, 1999年 大気汚染と騒音の管理に関する政令, 2000年</p>
鉱業公社	非鉄金属に関する鉱業公社はない
鉱業活動中の民間企業	Angkor Gold(加)、Emerald Resources(豪)、Mekong Minerals(豪)、Geopacific Resources(豪)等 (民間団体：カンボジア鉱業探鉱会社協会(GAMEC))
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	鉱物資源総局(GDMR)が国連開発計画(UNDP)の協力を得て鉱物資源の輸出政策等7項目について鉱業政策の見直しを実施中。2016年以降、鉱業法や関連規則法令の改正・見直し等を行っている。
2017年のトピックス	上記のとおり、鉱業政策の見直しを実施中のところ、2018年5月に「鉱物資源に係る国家政策 2018-2028」を制定した。

1. 鉱業一般概況

カンボジアはボーキサイト、鉄、マンガン、金、銅等の様々な鉱物の賦存が知られているが、2017年末時点で金属鉱物に関する鉱業活動で生産段階のものは、報告されていない。なお鉱業エネルギー省は、2016年末時点で鉱物探掘 401 件の事業認可を行った（金属だけに限らないと思われる）。2017年

以降も引き続き事業認可は行っており、時折、採掘免許の申請、発行があったとのニュースが伝えられている。

2. 鉱業政策の主な動き

(1) カンボジアの鉱業法及び環境規制

カンボジアでは、2001年7月に施行された「鉱物資源の管理及び利用に関する法律」（鉱業法）において、鉱物資源の探鉱権及び採掘権を含む6種類の鉱業権が規定されている。また、政令第8 ANKr. BK 及び第113 ANKr. BK によって、鉱業権に関しては鉱業エネルギー省の GDMR が窓口となり、その中で採掘権取得にはカンボジア開発評議会 (CDC) の承認が必要となっている。また、2012年より、GDMR は UNDP の協力を得て鉱業政策の見直しを進めている。その中で、2016年5月には鉱物資源探査許可及び産業鉱業許可の管理に係る省令・規則を発布した。また、2018年5月には同法の効率的運用と鉱業界の紛争解決過程の簡素化を目的に、同法の改正を行った。この改正で、同法違反者のうち初犯者の処罰権限が裁判所から鉱業エネルギー省へ委譲され、また、違法行為がある場合に鉱物の生産・採掘を禁じることのできる権限を同省に与えたことから、軽微な違反に対する処罰が警告等だけでは済まされなくなり、これが同法の違反抑制につながるとされている。

一方、環境規制については、鉱業エネルギー省と環境省が2016年5月に新たな環境影響評価 (EIA) 規則に合意し、当該規則は両省合同の大臣令として発布された。この規則は、極めて小規模の鉱業活動に関する環境規制を緩和するものであった。具体的には、活動範囲が10haに満たない場合、環境保護宣誓書を環境省に提出するだけでよく、1ha未満の場合、州政府の監視のみとなった。鉱業活動の範囲が10~40haの場合は、環境影響調査の実施を必要とするが、操業の制限はないものとした。また、40ha以上の面積がある場合、あるいは「重大な環境影響を生ずると判断される」場合、鉱業許可取得の前に全 EIA 調査が必要となった。

(2) 鉱物資源の輸出（未加工鉱物資源の輸出禁止）

2005年1月31日付け政令第8 ANKr. BK の第2条において、「天然鉱物資源の全てのタイプは輸出を許可されず、最終産物を作る国内の会社の需要を満たすために供給される。最終産物のみが海外への輸出を許可される」と規定されており、業界から問題視されている。

鉱業エネルギー省は、鉱種によっては技術的・経済的に製錬事業が現実的ではないことを認識し、政令にある「最終産物」の定義を明確にするとした。同省は UNDP や CAMEC の支援を受けて現在も本件について協議会を重ねて検討中であるが、製錬・精製を行ったもの、鉱物及び金属の半加工品、あるいは金属加工品であれば問題ないとしている。

また同省は2017年7月に、鉱物輸出の手続きの明確化と監視強化を目的とした新たな規則を発出した。新規則では、鉱物の輸出認可手続きについて、①鉱物の輸出免許を取得し、最大1年間の輸出計画を申請、②鉱山エネルギー省から輸出割当量の認可を取得、③財務経済省税務総局から出荷ごとの認可を取得する必要があると規定した。また輸出業者に対しては、輸出の10日前に税関が同意した輸出に関する文書の提出及び7日前に鉱山エネルギー省の検査を受けることを義務付けた。さらに、これらの違反者には3か月間の輸出申請停止などの罰則を科すことも規定した。

(3) 「鉱物資源に係る国家政策 2018-2028」の制定

政府は2018年5月、「鉱物資源に係る国家政策 2018-2028」を制定した。本政策のビジョンは、「資源管理及び環境への責任を考慮した経済的・社会的利益のための鉱物資源開発」である。国家としての本政策の目標は、①持続可能な鉱物資源の開発・管理、②人々と地域社会に利益の創出、③インフラ開発と建設事業に原料の供給、④国家のための新しい財源の創出の4点。この目標を達成するために、①鉱物資源の管理・開発への公的機関の関与の強化、②持続可能で責任ある鉱物採掘の促進、③鉱物資源とコミュニティの発展、④零細・小規模の鉱物採掘の発展、⑤鉱物資源の輸出、の5点の目的が設定

されている。そして、これら目的をそれぞれブレイクダウンした各分野について、アクションプランが設定されている。

その中では、目的①のアクションプランの1つ「投資のプロモーション」、同じく目的⑤の「高付加価値の鉱物製品の輸出」が注目される。「投資のプロモーション」においては、信頼される投資機会を創り出し、国内・外国の区別なく投資を促進し鉱物資源の開発に資することとしており、投資家へのデータ提供の整備、探鉱から採掘へのライセンスの一貫性の保障、安定的な収益を維持できるような税制等の制定等を盛り込んでいる。また、「高付加価値の鉱物製品の輸出」においては、輸出前の鉱物から中間製品等への加工の奨励、戦略的な鉱物製品輸出のための需要予測・価格の定期的な分析、生産性改善への研究開発等を盛り込んでいる。

なお、「鉱物資源に係る国家政策 2018-2028」は包括的な政策方針となっており、今後続いていく鉱業政策見直しの中で、政府が具体的にどのように反映させていくかは注視が必要である。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

データなし

(2) 主要金属地金生産量

データなし

(3) 主要金属消費量

データなし

(4) 主要金属輸出量

表 3-1. 主要金属輸出量

鉱種	2015年	2016年	2017年	対前年増減比(%)	主な輸出相手国
銅 鉱石	0.0	-	-	-	中国

(出典：International Trade Centre)

(5) 主要金属輸入量

表 3-2. 主要金属輸入量

鉱種	2015年 (千t)	2016年 (千t)	2017年 (千t)	対前年増減比(%)	主な輸入相手国
鉄 鉱石	0.0	-	-	-	ベトナム、香港
チタン 鉱石	0.015	-	-	-	中国

(出典：International Trade Centre)

4. 鉱山・製錬所状況

鉱山・製錬所ともになし

5. 探鉱状況

主な外資企業による探鉱案件を表 5-1 に示す。

Angkor Gold 社(加)はカンボジア東部において多くの鉱区を有しており、それぞれにおいて金、銅、モリブデンの探査を実施している。このうち、Banlung プロジェクトでは、2018年9月に新しく、Hommy 5 Resources 社(加)が3年間以上で3.65百万US\$のFS費用等を負担することにより、51%の権益を

Angkor 社から取得することができる契約を締結している。また Koan Nheak プロジェクトでは、Emerald Resources 社（豪）が 2020 年 3 月 1 日までに 2 百万 US\$ の探鉱を行い、追加で 0.2 百万 US\$ 支払うことで、51% の権益を Angkor 社から取得することができる契約を締結している。なおこの契約では、Emerald 社が DFS の費用を負担することにより権益を 80% まで増やすことができる。なお、後述するが、Angkor 社は JOGMEC との共同探鉱（JV 調査）も実施中である。

2018 年 11 月、Emerald 社（Renaissance Minerals 社（豪）の 100% 株主）は、Okvau 金プロジェクト開発のため 27 百万 A\$ もの資金を調達したと発表した。同プロジェクトは 2018 年 7 月に採掘許可を取得、2020 年の採掘開始を目指している。また Emerald 社は、同地区に隣接する Okvau Chhung プロジェクトも所有している。

Mekong Minerals 社（豪）は、Memot 地域、北 Kratie 地域及び南 Kratie 地域について、Emerald 社が Kratie South Project での探査環境影響評価完了の責任を負い、かつ、すべての地域合計で 6 百万 US\$ 以上の探鉱費を拠出することにより、Mekong 社の選択にもよるが、最終的には最大で 80% の権益を Emerald 社が取得できる契約を締結している。

表 5-1. カンボジアにおける外資による主な探鉱案件

プロジェクト	鉱種	会社（国）	備考
Oyadao South (Halo)	銅、金	Angkor Gold (加)、JOGMEC (日)	モリブデンも対象
Banlung (Okalla East & West)	金、銅	Angkor、Hommy 5 Resources (加)	モリブデンも対象
Andong Meas	銅、金	Angkor	モリブデンも対象
Phum Syarung North	金	Angkor、Mesco Gold (カンボジア)	
Koan Nheak	銅、金	Angkor、Emerald Resources (豪)	
Okvau 他	金	Renaissance Minerals (豪) (Emerald Resources (豪) 100%)	資源量 1.14 百万 oz (2.0g/t Au)
Memot 地域、北 Kratie 地域、 南 Kratie 地域	金	Mekong Minerals (豪) Emerald Resources (豪)	(Southern Gold 社 (豪) が UNINCO JV で 15% を保有)
Antrong 他	金	Sun Hill Minerals (カンボジア)	Brighton Minerals が株式 70% を保有
Kou Sa	銅、金	Geopacific Resources (豪)	Scoping Study 完了、探査継続中

(出典：各社 HP、現地メディア報道等)

6. 我が国との関係

(1) 日本への輸出

実績なし

(2) 日本企業による投資状況等

JOGMEC は、2010 年よりカンボジア王国鉱工業エネルギー省（2016 年現在は省庁再編により鉱業エネルギー省）と金属資源を対象とした共同地質調査を行っている。2014 年からは Stung Treng 州 Stung Treng 地域において、銅、亜鉛、モリブデンおよび金等を対象として、2018 年度も調査を継続している。

JOGMEC は、2016 年 6 月、Angkor Gold 社が保有する Oyadao South 銅-金プロジェクトについて同社と共同探鉱（JV 調査）契約を締結した。この契約の下、JOGMEC は 3 年間総計 3 百万 US\$ を支払うことにより、権益オプション 51% を取得することになる。本探鉱調査は政府の認可を経て 2017 年 3 月から開始されており、地化学探査、物理探査、ボーリング調査等を実施して、本地域の鉱化ポテンシャルを明らかにするため、2018 年度も調査を継続している。

7. その他トピックス

特になし

(2018. 12. 4 ジャカルタ事務所 南博志)